

成年後見のご案内

金銭管理や役所、施設、入院、大切な契約事など生活に関する事務を行います

後見とは

体力や考える力に不安を感じた時に誰もが検討できる社会制度。

高齢の方や障がいをお持ちの方の生活に関わり、その時々に必要な選択や契約などを支援します。各ご事情が異なるため、一概に後見の利用が適するということはありませんが、不安解消の糸口が見えることも多いと感じています。お声掛けお待ちしております。

1 ご相談

ご事案に後見制度が適しているか否か等を検討します。

2 医師による診断

利用に際し、医師による診断が必要になります。

3 資料集め

医療や介護費の領収書、財産のわかるもの、介護保険証等をご確認。

4 書類作成

司法書士が資料を元に、書類を作成します。

5 裁判所

司法書士が、ご本人またはご家族と共に裁判所を訪問します。

6 開始

順当に進めばご相談から3か月前後で利用開始します。

費用について

初めの費用

合計6万円～

裁判所手数料：1万円ほど
司法書士報酬：5万円～

利用開始後の費用

後見人の報酬は裁判所が決定

開始後の後見人の費用は全て、裁判所の裁判官が事案事に公正に定めます。

少しでも気になる事があればご相談下さい

福井法務事務所 06-7850-2470